

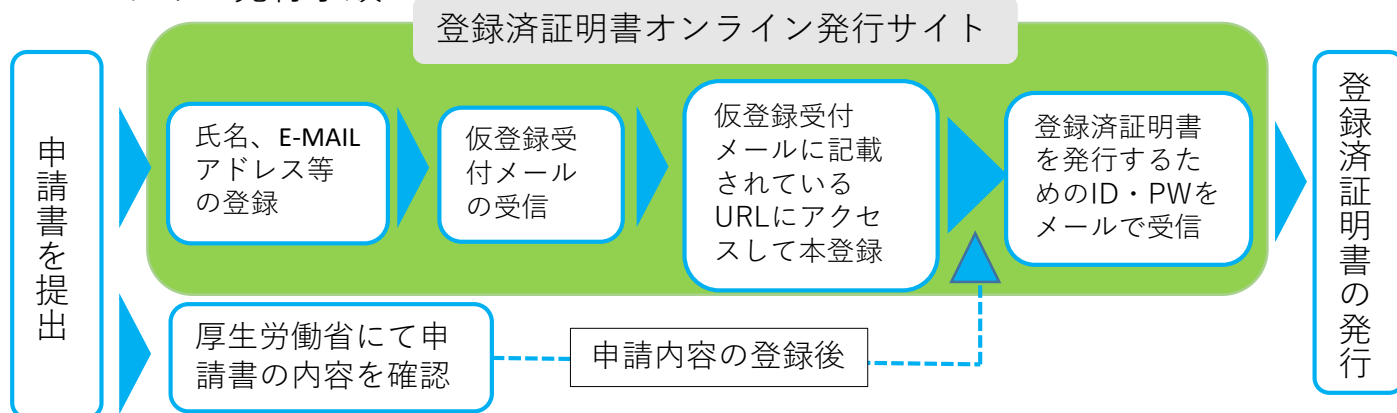
免許登録後、ご希望に応じて発行している登録済証明書について、厚生労働省のホームページでオンラインで発行できるようになりました。従来通り葉書での発行は可能ですが、発行まで時間を要するためオンラインでの発行を積極的にご活用ください。

医師等免許登録確認システム

検索

<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>

オンライン発行手順



STEP1 必要な情報（氏名、E-MAILアドレス等）の入力

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時（氏名、本籍地等の変更）は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

STEP2 仮登録受付メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセス

STEP3 仮登録受付メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

STEP4 登録済証明書を発行するためのID・パスワードをメールで受信

- ・当メールは免許申請手続きの完了後に送信されます。なお、免許申請手続きについては、厚生労働省が申請書を受付後、書類不備や欠格事由の該当有無等について審査を行った上で籍登録することになっており、この審査には一定の期間を要します。当メールは、これらの審査後に連絡が行くことになるため、お時間を有することをご承知お願います。

（注）年度当初の新規免許申請の繁忙期には、2ヶ月程度の時間を要する場合もございます。

STEP5 登録済証明書の発行

- ・上記メール（STEP4）に記載されたURL又は登録済証明書オンライン発行サイトの「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、ID・パスワードを入力してください。
- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要となります。

登録済証明書のオンライン発行手続きについてご不明な点等があれば、お問い合わせフォーム（https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx）からお問い合わせください。